

石川県公報

令和2年10月30日（金曜日）

号 外

（第 79 号）

目 次

告 示	
○特例休猟区の指定	(自然環境課) 1
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(同) 1
○休猟区の指定	(同) 2
○特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 2

告 示

石川県告示第356号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

令和2年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

笠師特例休猟区

2 区域

七尾市奥吉田地内の国道249号と市道奥吉田豊田線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み主要地方道田鶴浜掘松線との交点の徳田大津交差点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み徳田大津インターチェンジに至り、同所からのと里山海道を北に進み豊川橋の高架に至り、同所から県道土川浜田線を南に進み市道奥吉田豊田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,000ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

石川県告示第357号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

令和2年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

美川海岸鳥獣保護区

2 区域

白山市と能美市との行政区界と北陸自動車道との交点を起点とし、同所から同行政区界を北西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北東に進み白山市鹿島町と同市石立町との字界との交点に至り、同所から同字界を南東に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み手取川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を上流に進み主要地方道金沢美川小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み手取川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を下流に進み一般県道金沢小松自転車道線との交点に至り、同所から同県道を西に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

70ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

5 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

美川海岸鳥獣保護区は、白山市の小舞子海岸と周辺の松林を中心とした区域であり、いしかわレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類に指定されるコアジサシの繁殖地や、絶滅の恐れがある地域個体群に指定されるミュビシギの越冬地となっており、渡来する鳥類にとって重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

(3) 管理方針

当該地域の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

石川県告示第358号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

令和2年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

笠師休猟区

2 区域

七尾市奥吉田地内の国道249号と市道奥吉田豊田線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み主要地方道田鶴浜堀松線との交点の徳田大津交差点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み徳田大津インターチェンジに至り、同所からのと里山海道を北に進み豊川橋の高架に至り、同所から県道土川浜田線を南に進み市道奥吉田豊田線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,000ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和5年10月31日まで

石川県告示第359号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和2年10月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

動橋特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市動橋町地内の一般県道串加賀線の動橋保育所前交差点を起点とし、同所から同県道を南に進み動橋地内の主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み梶井町地内の加賀市道C-463号線（加賀広域農道）との交点に至り、同所から同市道を西に進み加賀市農道動橋町37号線につき当たる水路との交点に至り、同所から同水路を北に進み加賀市農道動橋町37号線との交点に至り、同所から同市農道を北に進み加賀市農道動橋町17号線との交点に至り、同所から同市農道を西に進み加賀市道C-230号線との交点に至り、同所から同市道を北及び北東に進み主要地方道山中伊切町との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み一般県道串加賀線との交点に至り、同所から同県道を北及び東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

72ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

南新保特定猟具使用禁止区域

2 区域

金沢市湊2丁目地内の浅野川右岸と臨港道路無量寺湖南線との交点を起点とし、同所から同川右岸を上流側に進み国道8号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み主要地方道金沢港線との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み木曳川(州浜橋)との交点に至り、同所から同川を下流側に進み臨港道路金石大野線(金沢みなと橋)との交点に至り、同所から同道路を北東に進み市道金石西4丁目線13号との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道金石西4丁目線1号との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道金石西4丁目線12号との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道金石北2丁目2号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道金石北2丁目線3号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道金石北2丁目線1号との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道準幹線556号金石大野線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道1級幹線74号大野線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み大野川みなと橋に至り、同所から同川左岸を上流側に進み北陸鉄道浅野川線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み臨港道路無量寺湖南線との交点に至り、同所から同道路を北東に進み起点に囲まれた区域

3 面積

1,225ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

大滝特定猟具使用禁止区域

2 区域

河北郡津幡町字牛首地内の一般県道津幡宮島峡公園線と林道小屋谷線との交点を起点とし、同所から同一般県道を東に進み大滝橋を経て石川県と富山県の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を西に進み、大峰山頂と町道木ノ窪2号線及び農道木ノ窪7号線との交点を結ぶ線の延長線との交点に至り、同所から同公園線を北に進み大峰山頂を経て町道木ノ窪2号線及び農道木ノ窪7号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

48ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

眉丈山特定猟具使用禁止区域

2 区域

羽咋市と志賀町との行政区界と一般県道羽咋田鶴浜線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み農道1609号線との交点に至り、同所から同農道を東北東に進み曾弥山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み農道1599号線を経てりんご園幹線道路との交点に至り、同所から同幹線道路を南東に進み羽咋市と志賀町との行政

区界に至り、同所から同区界を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

192ヘクタール

4 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器